

電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する
制度見直しについて
(電波法・電気通信事業法の一部改正)

平成19年3月19日
総務省 総合通信基盤局

電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しの概要

斡旋・仲裁対象の拡大

I 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入 …… 7頁

- ・ 無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進。【電波法及び電気通信事業法の一部改正】

II 無線局の運用者の変更制度の導入 …… 12頁

- ・ 免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設。

【電波法の一部改正】

諮問対象の拡大

III 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し …… 18頁

- ・ 近未来通信事件のような事案に対応するため、業務改善命令の発動要件を拡大。

【電気通信事業法の一部改正】

※ 他の電波法一部改正や放送法一部改正と合わせた法律案を「放送法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に提出予定。

斡旋・仲裁対象の拡大

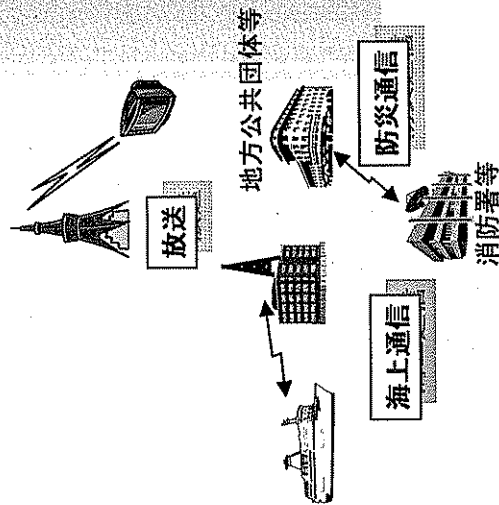
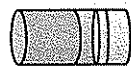
※ 制度見直しの背景①

○ 移動局をはじめとする電気通信サービスの普及と共に、無線局の開設も爆発的に拡大。

無線局数及び主な利用の推移

5,118局

移動局 4,195局
固定局 552局
放送局 80局
その他 291局

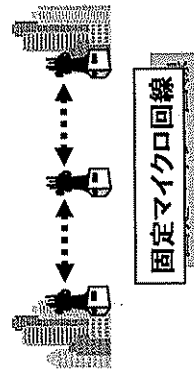
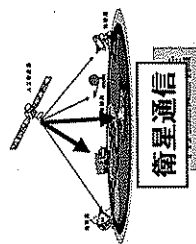


昭和25年

船舶航空による保安通信や放送
防災等公共部門が中心に利用

約381万局

移動局 約107万局
固定局 約38万局
放送局 約24万局
その他 約268万局



昭和60年

電気通信事業への民間参入が
可能となり、電波利用が拡大

約1億191万局

移動局 約9984万局
固定局 約10万局
放送局 約2.6万局
その他 約195万局



携帯電話



家庭内や外出先等様々な場所に設置された無線アクセスポイントを経由してインターネットアクセスを実現

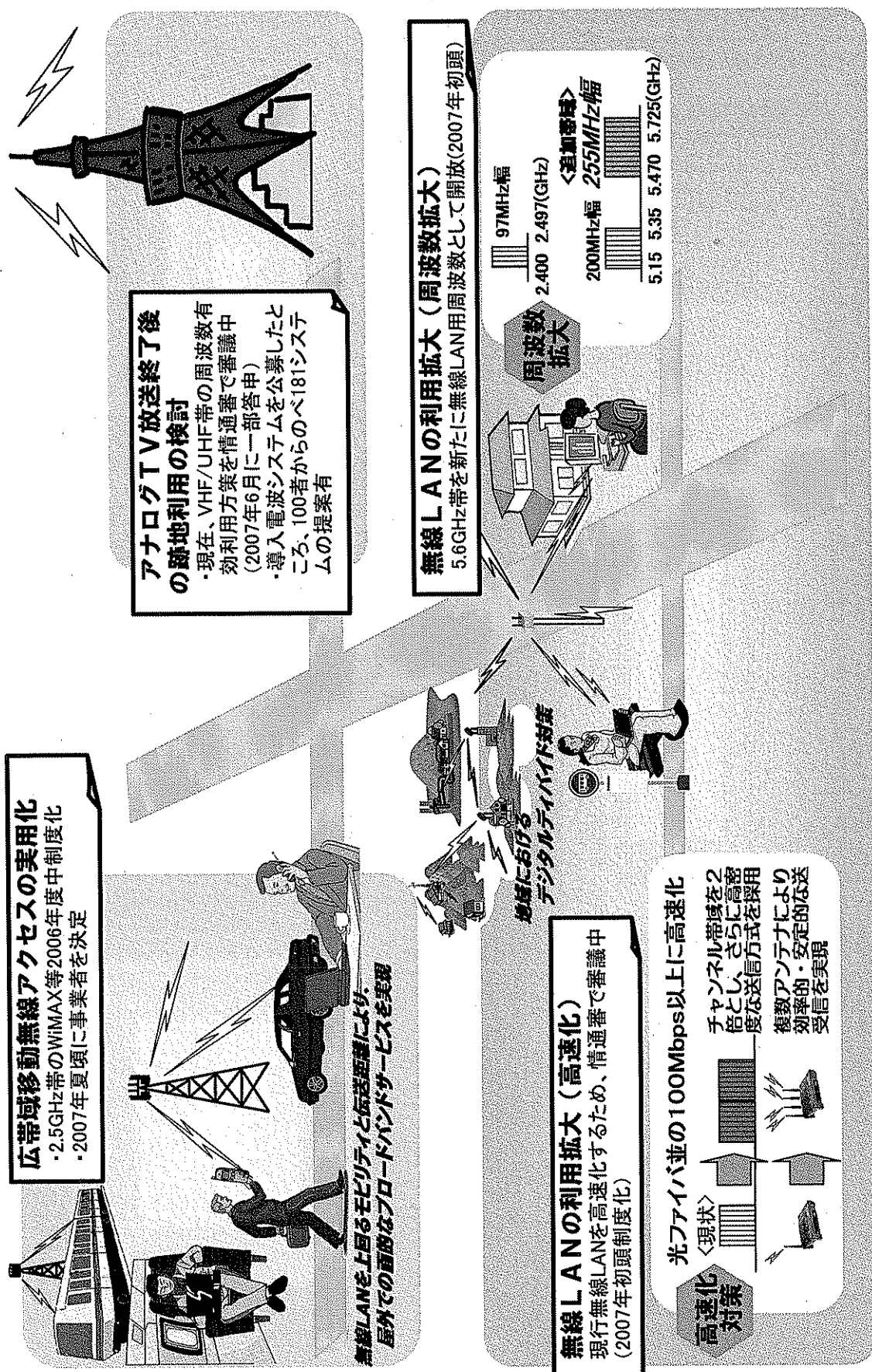
無線LAN

平成19年1月末

携帯電話をはじめとした個人利用
の移動系無線局の爆発的な普及

※ 制度見直しの背景②

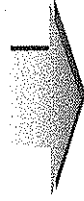
○ 殊に近年は、電波を利用した新しいサービス形態が次々と出現。



※ 制度見直しの背景③

○通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）

- ・ 通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。



○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。



○通信・放送分野の改革に関する工程プログラム（平成18年9月1日）

- ・ 通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに（本年8月1日に設置済）、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する（本年8月30日に開催済）。



○「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～」

（平成19年1月26日）

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を平成18年8月30日から開催。同研究会において、通信・放送共通のインフラである電波の利用をより迅速で柔軟に行うための手続の創設について提言。

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」における議論

1. 近年、通信と放送の分野におけるブロードバンド技術、デジタル技術を軸とした技術革新（イノベーション）の動きが急であり、通信・放送の新しいサービス形態が出現。

2. 通信・放送のインフラとして重要な電波利用においては、周波数の逼迫がこれまでになく進行。

急速に進む技術革新の成果が電波を利用するサービス等として円滑に実用化されるように、電波法制について措置を講じることが必要。

（報告書『通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方』（平成19年1月26日））

I 無線局の開設等に係る幹旋・仲裁制度の導入

- ・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる虞がある。

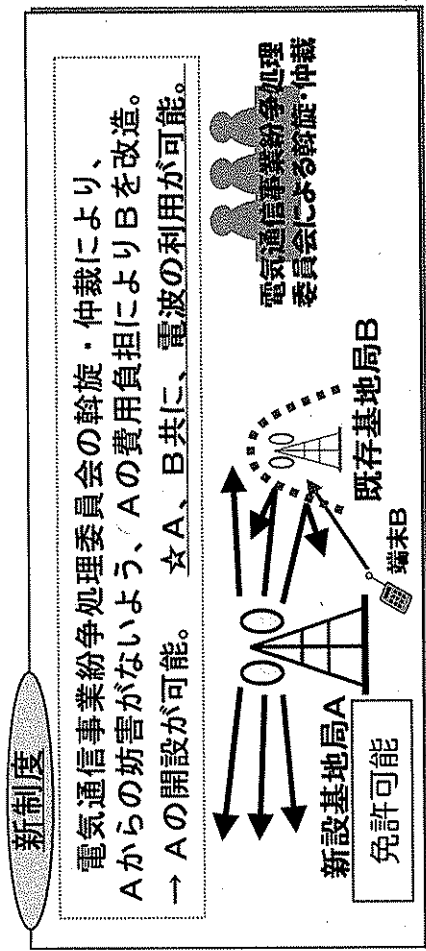
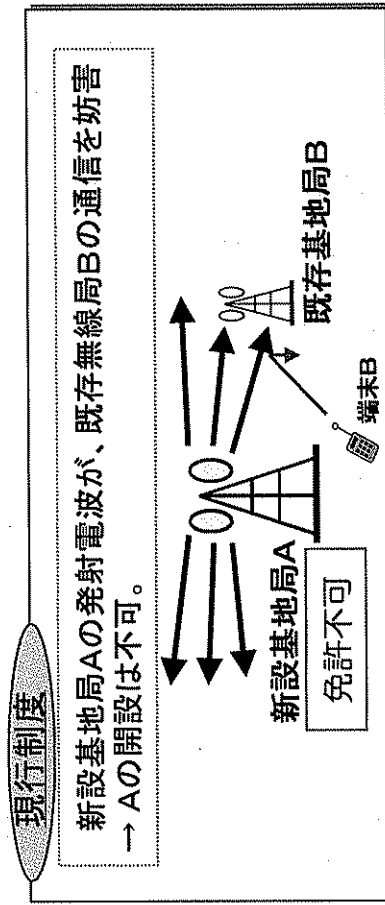


- 幹旋・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- 幹旋・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。
- 幹旋・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体が設置する防災行政事務の用に供する無線局 等

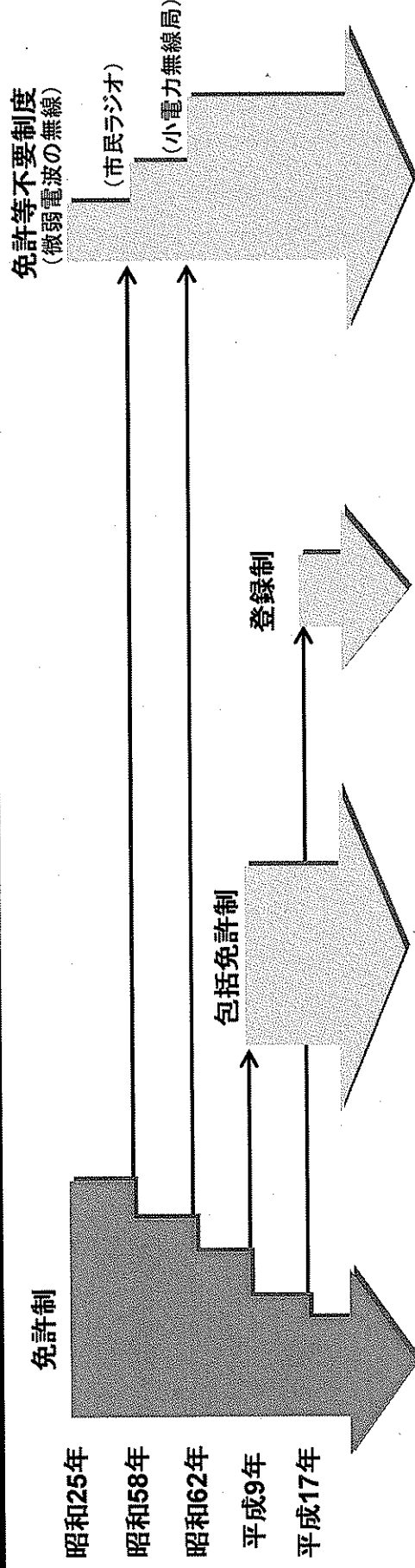
総務省令で規定

※ 幹旋・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出することとする。

【想定される事例】

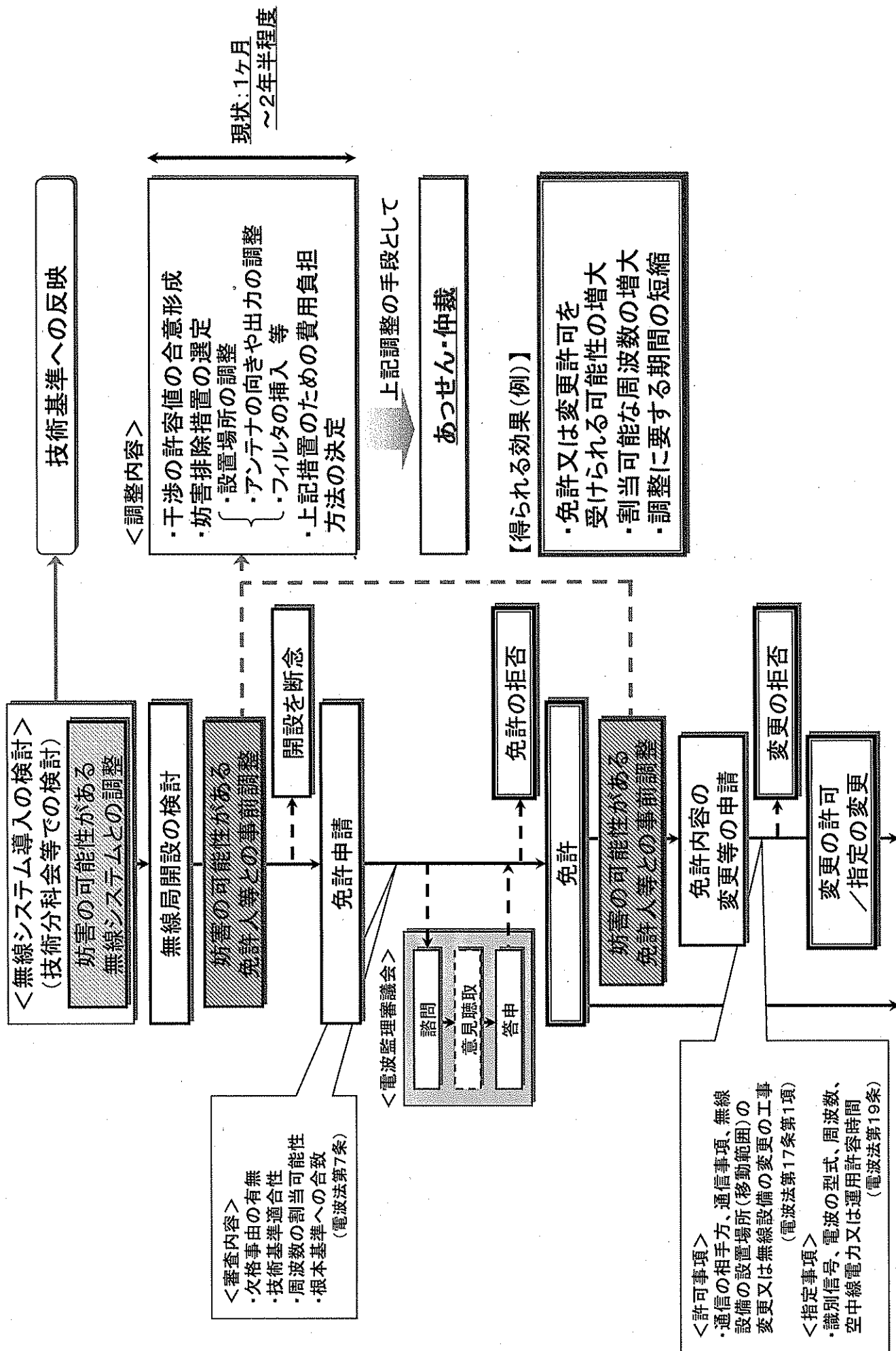


[参考①] 無線局の開設手続



	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの
特徴	個々の無線局としての監理が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合 (技術基準適合表示)	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局 (技術基準適合表示)	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局 (技術基準適合表示)
開設審査	- 欠格事由の有無 - 技術基準適合性 - 周波数の割当可能性 - 無線局の開設の根本的基準への合致 - 財政的基礎(放送をする無線局に限る。)	- 欠格事由の有無 - 周波数の割当可能性 - 無線局の開設の根本的基準への合致	- 欠格事由の有無 - 周波数割当計画への適合性等	発射する電波が著しく微弱な無線局
主な用途	- 携帯電話基地局 - 人工衛星局 - 航空機局 - 船舶局 - TV/ラジオ放送局	- 携帯電話端末 - 業務用無線(共同利用型) - V-SAT地球局	- 無線LAN(高出力)の基地局等 - PHS基地局(10mW以下) - 電子タグの読み取り機(高出力)	- コードレス電話 - 無線LAN(低出力) - ワイヤレスマイク(ラジオマイク) - 自動車レーダー - 電子タグの読み取り機(低出力) - キースエントリー - コードレスマウス
無線局数 (平成19年1月末)	約333万局 (約3.3%)	約9,858万局 (約96.7%)	3,402局 (約0.0%)	不明
年間件数 (平成18年)	約150万件	7,334件	1,605件	—

[参考②] 無線局開設手続とあっせん・仲裁(免許局の場合)



[参考③]無線局間の調整における主な論点

無線局の開設等に際して既存無線局との間で行われる調整が難航する場合には、概ね大半は次の3つの論点について意見が衝突している模様。

・干渉許容レベルについての認識差の調整

・妨害回避策の選定

(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等から選定)

・上記回避策のための費用の負担方法の決定

(「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」事務局アンケート・ヒアリング結果による。)

〔参考④〕 無線局等間の調整事項と申請手続等との関係(免許局間の場合)

無線局等間の調整対象となるのは、無線設備(工事設計)や免許状記載事項に係る事項が多く、調整の結果、これらに変更が生じる場合には、無線局開設の免許等又は変更許可等の手続が必要となる。

調整事項	免許状記載事項				工事設計／無線設備 (§6I⑦等、§17)				運用上の取り決め
	設置場所 (§6I④、 §17)	指定事項 (§6I⑤等、§19)			空中線			送信機	
		空中線電力	周波数	運用許容時間	型式名	利得	指向方向		
離隔距離をとる	○								
アンテナの向きの変更		○				○			
アンテナの種類変更 (例:指向特性を強いものに変更)		○				○			
フィルタの挿入								○	
空中線電力を下げる		○						○	○ (例) 空中線電力の許容偏差内に 限り、一時的に空中線電力を下げる
周波数の変更			○					○	
運用時間が重ならないようにする				○					○ (例) 関係免許人間の取り決め等 に基づき、弾力的に調整

(条項番号は、電波法のもの。)

Ⅱ 無線局の運用者の変更制度の導入

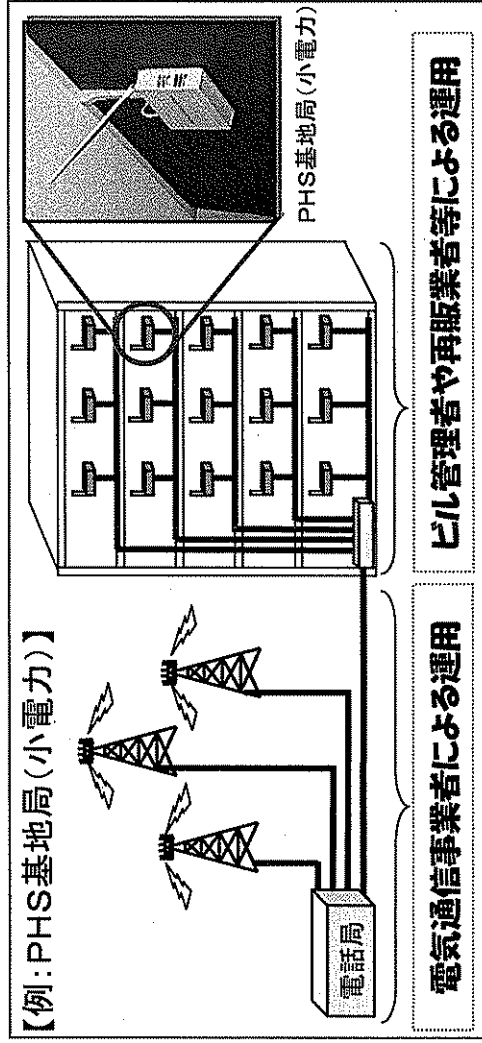
- ・ 現行制度では、無線局の免許人等のみが無線局を運用することを義務づけ。
- ・ 混信の防止が比較的容易な一定の無線局については、免許人等以外の者が設備の貸与等を受けて運用ができる場合を認めて、新しいサービス提供形態等の創出を後押しすることが有意義。

- (1) 免許人等以外の者が、無線局を運用できる制度を創設。
- (2) 免許人等は、他者に無線局の運用をさせるときは、運滞なく総務大臣に届出を行う。
- (3) 免許人等が他者に無線局を運用させるときは、実際の運用者が運用責任を、免許人等が監督責任を負うこととする。
- (4) 次を新制度の適用対象とする。

① 非常時の通信(※1)を行う簡単に操作できる無線局

※1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信

② 登録制対象の無線局(例: PHS基地局(10mW以下)、5GHz帯無線アクセスシステム(FWA等))



- (5) 免許人等と実際の運用者との双方が電気通信事業者である場合に、無線局の運用に係る双方間の契約に関する紛争について、電気通信事業紛争処理委員会の斡旋・仲裁の対象とすることを検討中。

諮問対象の拡大

※ 制度見直しの背景①

(株)近未来通信問題について

1 (株)近未来通信の概要と現状

- 平成11年3月、一般第二種電気通信事業者として届出。
- 平成18年12月20日、東京地方裁判所が(株)近未来通信と同社社長石井優社長の破産手続開始を決定、同社のサービスについては、同年12月27日付けで破産管財人が電気通信事業廃止届出書を提出。

2 (株)近未来通信事件の問題点

- 国内外に設置した「IP電話中継局」を投資家に販売し、当該中継局の利用で得られた電話利用料金から配当を還元するとの触込み。
- 実際には、電話利用料金からではなく、「中継局オーナー」の名目で多数の者から集めた資金を還元(【別紙1】参照)。

3 これまでの経緯

年月日		総務省の対応	備考
平成18年 ～10月	8月29日		投資配当“自転車操業”等の新聞報道。
	10月27日	電気通信事業法に基づく報告徴収を実施。	
	11月24日	(株)近未来通信より報告書が提出。	
11月	11月27日	電気通信事業法に基づく立入検査を実施。	
	11月30日	報告徴収及び立入検査結果の概要公表(【別紙2】参照)	被害者弁護士団を結成
	12月 1日		KDDIがサービス停止
12月	12月 2日		被害者弁護士団が投資家への説明会開催
	12月 4日		警視庁、一斉捜査開始。
	12月20日		(株)近未来通信に対する破産手続開始決定
	12月25日	情報公開請求への対応((株)近未来通信に係る行政文書の開示)	
	12月27日	破産管財人が(株)近未来通信の廃止届出書等提出	

※ 制度見直しの背景②

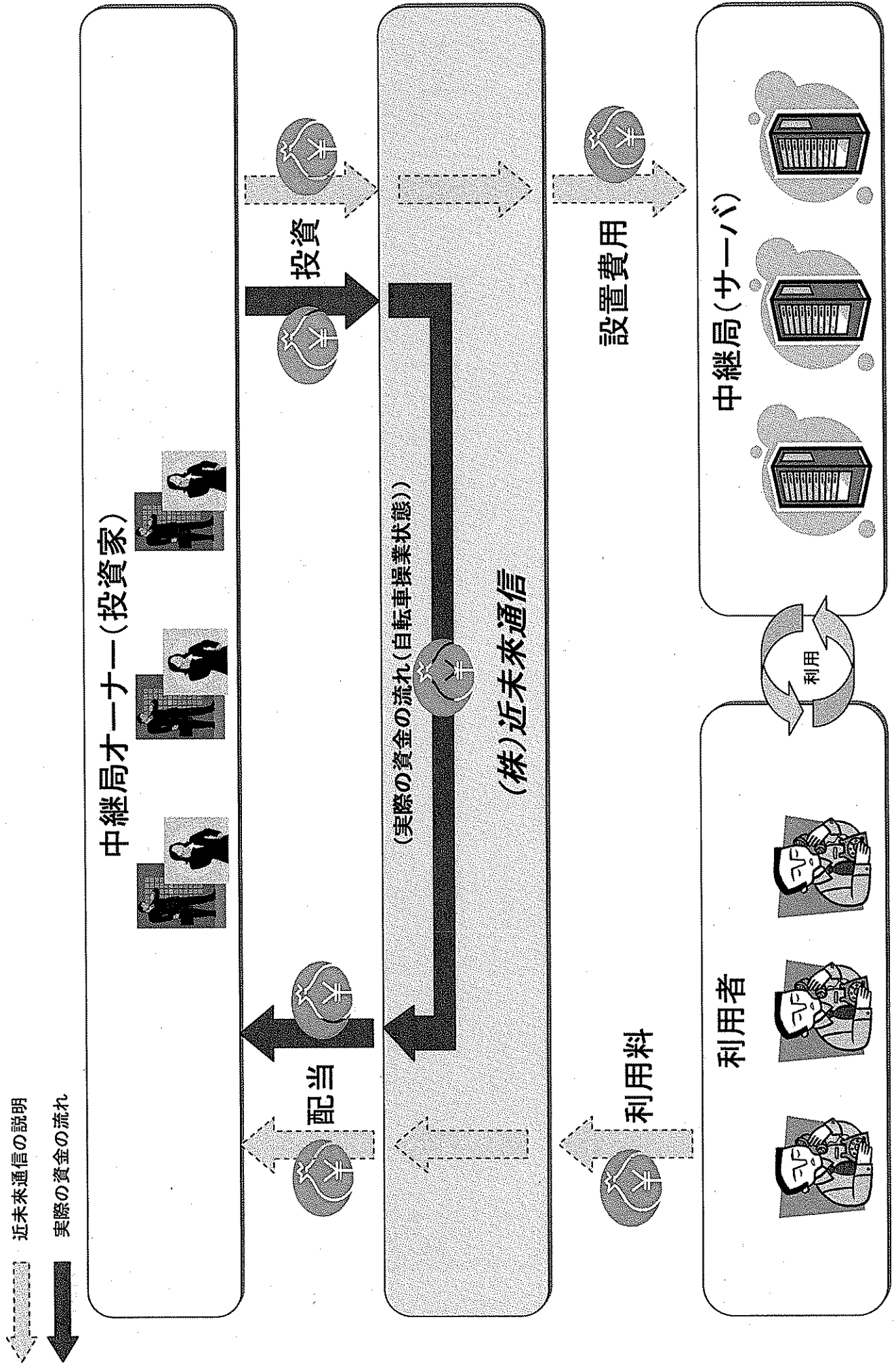
4 総務省のこれまでの対応

- 総務省は、電気通信事業法で授権された権限の範囲内で、報告徴収、立入検査を実施。その結果を公表する等の対応を行った(【別紙2】参照)。
- 本件は、電気通信サービスの利用者の利益阻害が最後まで現れない事案であったため、慎重な対応を取ったところ、行政としての対応が遅れたとの批判がある(※)。

※ 電気通信事業法第29条第1項第9号は、業務改善命令の要件を「利用者利益を阻害しているとき」としていたため、(株)近未来通信の利用者からの苦情がほとんどない中、即座に業務改善命令を発動することは、困難だった。

5 今後の対応

- 電気通信の健全な発達、国民の利益の確保を図る観点から、(株)近未来通信のような同種の事案の再発を防止し、また、不健全なサービス提供を行っている事業者等に対して適時適切な対応を行えるよう、電気通信事業法を改正することとする。



※ 制度見直しの背景④ - (株)近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表-

【別紙2】

報道資料



平成18年11月30日

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表

総務省は、株式会社近未来通信に対して、電気通信事業法第166条第1項の規定に基づく報告徴収及び立入検査を実施しましたので、その結果等を公表します。総務省としては、今後、この結果を踏まえて、所要の措置を講じます。

1 経緯

総務省は、平成18年10月27日に株式会社近未来通信(東京都中央区)に対し、同社の電気通信サービスの利用者保護の観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第166条第1項の規定に基づく報告を求める文書を発出し、同年11月9日までに回答を求めました。同社からは、同月9日及び17日の二度にわたる報告期限の延長を経て、同月24日に回答が提出されました。総務省は、同月27日に当該回答の不備な点に関して同社に対する立入検査を電気通信事業法第166条第1項の規定に基づき実施しました。

2 報告徴収及び立入検査の結果

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果、次の事項が明らかになりました。
(1)平成17年7月期における同社の電気通信事業収入は、全売上高181億円中3億円程度であること(詳細は、別紙中(※1)参照)。
(2)同社から報告のあった中継局のサーバは123箇所(2,466台)(うち2箇所にはサーバ数の記載なし)であるが、システムの運用状態を確認したところ、立入検査した2箇所においては2台の運用を確認。なお、電話サービスは、上記のものは別のシステム(報告には記載なし)によっても提供されていることを確認(詳細は、別紙中(※2)参照)。

3 株式会社近未来通信に対する措置

株式会社近未来通信に対しては、報告徴収及び立入検査の結果を踏まえて、利用者利益保護の観点から、利用者からの問合せ等に対し適切かつ迅速に対応できる社内体制の整備や、電気通信事業を休廃止する場合の利用者への周知等を行政指導することとします。

本件に対する御問合せ先
総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
担当: 柴崎課長補佐、道祖土係長
電話: 03-5253-5854
FAX: 03-5253-5855

別紙

○ 年間売上高(平成17年7月期(H 16. 8-17. 7))

サーバ売上		11,428,291,065円
サーバ保守売上		6,309,140,679円
通信料売上(※1)		301,108,256円
その他売上		104,748,796円
	計(※1)	18,143,288,796円

○ 利用契約数(平成17年7月期(H 16. 8-17. 7))

・プリペイドカード契約数:

発行枚数	販売枚数	使用枚数
626,775枚	243,082枚	335,535枚

・チャージ式プリペイドカード契約数

発行枚数	販売枚数	使用枚数
409,000枚	—	96,525枚

・固定電話用アダプター契約数: 587

・テレビ電話機器契約数: 3,337

○ 電気通信設備・ネットワーク構成(中継局の設置箇所数及びサーバ台数)

- ・平成18年11月24日付けの報告では、中継局(ユーザとユーザ認証課金を行うサーバとの間を中継するもの)及び当該中継局に設置されているサーバは、国内外123箇所(2,466台)(うち2箇所にはサーバ数の記載なし。以下同じ。)(※2)。
- ・立入検査時に、上記システムの運用状態を確認したところ、立入検査を実施した2箇所において2台の動作を確認。同社からは、現在同システムは123箇所(2,466台)のうち7箇所において7台運用しているとの説明があった(※2)。
- ・なお、電話サービスは、上記のものは別のシステム(報告には記載なし)によっても提供されていることを確認。

Ⅲ 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

現在の要件（電気通信事業法第29条第1項）

利用者の利益を阻害するとき

- 通信の秘密の確保に支障
- 不当な差別的取扱い
- 重要通信に配慮していない
- 利用者に対する電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性が確保されていない
- 事故による支障を除去等しない
- 上記のほか、電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき

公共の利益を損なうおそれがあるとき

- 国際約束を誠実に履行していない
- 接続等の提供に関する不当な運営
- 回線設備を設置しない事業者のサービスにより、需要を同じくする他事業者の回線設備の保持が経営上困難となる

要件を拡大

「利用者利益の保護」に加え「電気通信の健全な発達」の観点を追加

※ 電気通信事業法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

[参考] 電気通信事業の規制体系の変遷

電気通信事業の規制政策

S60(1985)～

- 競争原理の導入
(電気通信事業法の制定)
- 電公社の民営化
(NTT法の制定)

H9(1997)～

- NTTの再編成
(参入規制緩和)
- 需給調整条項の撤廃
- 外資規制の原則撤廃
(ネットワーク構築の柔軟化)
- 二種事業者の回線設置を可能に
(接続ルール整備)
- 接続ルールの制度化
- 長期増分費用方式の導入

H13(2001)～

- 非対称規制の拡充
- NTT東西の活用業務の創設
- ユニバーサルサービス基金
制度導入
- 電気通信事業紛争処理委員
会の創設

H16(2004)～

- (改正電気通信事業法の施行)
- 参入規制の大幅緩和
- 料金・約款規制の原則廃止
- 利用者保護ルールの整備
- 競争評価の実施

※回線設備を自ら設置してサービスを提供する事業者のうち、中継系が都道府県を超えるまたは端末系が市町村を超える場合。

第一種
電気通信事業者

許可制

登録制

特別第二種
電気通信事業者

※第一種電気通信事業者から回線の提供を受けてサービスを提供する事業者(第二種電気通信事業者)のうち、国際専用線を借りて国際サービスを提供する事業者または国内伝送サービスを公専公接続で不特定多数の利用者に提供する事業者。

登録制

届出制

※特別第二種以外の第二種電気通信事業者。

一般第二種
電気通信事業者

届出制

電気通信事業者数の推移

